

(趣旨)

第1条 この規則は、[大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例\(平成8年大分市条例第36号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録)

第2条 [条例第2条第3項](#)の規定による更新の登録の申請は、登録の有効期間満了の日前30日までに行わなければならない。

(登録申請書の様式)

第3条 [条例第3条第1項](#)に規定する申請書は、浄化槽保守点検登録申請書([様式第1号](#))によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第4条 [条例第3条第2項](#)に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 誓約書([様式第2号](#))

(2) 個人にあっては住民票の写し(当該個人が未成年者である場合は、当該個人及びその法定代理人の住民票の写し(当該法定代理人が法人である場合は、その法人の登記事項証明書))、法人にあっては登記事項証明書及び役員の住民票の写し

(3) 営業所ごとに置く浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し(更新の登録の申請をする場合は、浄化槽管理士(現に[条例第4条第1項](#)に規定する浄化槽保守点検業者登録簿に登録されている者であって、従前の登録に係る[条例第3条第1項](#)の申請書に記載されたものに限る。)が[条例第9条第2項](#)に規定する研修を受講したことを証する書類の写し)

(4) 器具明細書([第11条](#)に定める器具の明細を記載した書面をいう。[様式第3号](#))

(5) 浄化槽清掃業者との連絡に関する調査([様式第4号](#))

(6) 営業所ごとの営業所の平面図及び付近見取図

(平16規則93・平17規則25・令2規則26・一部改正)

(登録簿の様式)

第5条 [条例第4条第1項](#)に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、[様式第5号](#)によるものとする。

(登録の通知)

第6条 [条例第4条第2項](#)の規定による登録の通知は、浄化槽保守点検登録通知書([様式第6号](#))により行うものとする。

(登録の拒否の通知)

第7条 [条例第5条第2項](#)の規定による登録の拒否の通知は、浄化槽保守点検登録拒否通知書([様式第7号](#))により行うものとする。

(変更の届出)

第8条 [条例第6条第1項](#)の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検登録事項変更届([様式第8号](#))により行わなければならない。

2 [前項](#)の届出が[次の各号](#)に掲げる変更に係るものであるときは、[当該各号](#)に定める書類を添付しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所の変更 住民票の写し又は登記事項証明書

(2) 営業所の所在地の変更 営業所の平面図及び付近見取図

(3) 法人の代表者又は役員の変更 登記事項証明書並びに住民票の写し及び[条例第5条第1項第1号](#)から[第5号](#)までに該当しない者であることを誓約する書面

(4) 浄化槽管理士の変更 浄化槽管理士免状の写し

(平16規則93・平17規則25・一部改正)

(廃業等の届出)

第9条 [条例第7条](#)の規定による届出は、浄化槽保守点検廃業等届([様式第9号](#))により行わなければならない。

(登録の抹消の通知)

第10条 [条例第8条第2項](#)の規定による登録の抹消の通知は、浄化槽保守点検登録抹消通知書([様式第10号](#))により行うものとする。

(研修)

第10条の2 [条例第9条第2項](#)に規定する規則で定める研修は、市長若しくは市長が指定する者が実施するもの又はこれに準ずるものとして市長が認めるものとする。

(令2規則26・追加)

(器具)

第11条 [条例第9条第3項](#)に規定する規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。

(1) 透視度計

(2) 水素イオン濃度指数測定器具

(3) 亜硝酸反応測定器具

(4) 水準器

(5) 温度計

(6) 塩素イオン濃度測定器具

(7) 残留塩素測定器具

(8) 溶存酸素濃度測定器具

(9) 汚泥沈殿率測定器具

(10) スカム厚測定器具

(11) 汚泥厚測定器具

(令2規則26・一部改正)

(標識の掲示)

第12条 [条例第11条](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録番号

(3) 登録年月日

2 [条例第11条](#)の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識は、[様式第11号](#)によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第13条 [条例第12条](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理士の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 保守点検を行った浄化槽の設置場所

(3) 保守点検を行った浄化槽の処理方式及び処理能力

(4) 保守点検を行った年月日及びその結果

(5) 保守点検を行い、又は実地に監督した浄化槽管理士の氏名

(6) 調整又は修理を行った事項

(7) 浄化槽の清掃が必要であると認めて浄化槽清掃業者に通知したときは、その浄化槽清掃業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

2 浄化槽保守点検業者は、[条例第12条](#)に規定する帳簿を1年ごとに年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿を保存しなければならない。

(登録の取消し等の通知)

第14条 [条例第13条第1項](#)に規定する登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止をしたときは、浄化槽保守点検登録取消通知書([様式第12号](#))又は浄化槽保守点検業停止命令通知書([様式第13号](#))により通知するものとする。

(実績報告)

第15条 浄化槽保守点検業者は、毎年4月30日までに、その前年度における浄化槽の保守点検の実績を浄化槽保守点検実績報告書([様式第14号](#))により市長に報告しなければならない。

(身分を示す証明書)

第16条 [条例第14条第3項](#)に規定する証明書は、[様式第15号](#)によるものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)の証明書は、[立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の共通様式を定める規則\(令和4年大分市規則第6号\)別記様式](#)によることができる。

(令4規則7・一部改正)

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第93号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第25号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第26号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

(令2規則26・全改)

様式第3号(第4条関係)

器 具 明 細 書

年 月 日 現在

		(フリガナ) 営 業 所 の 名 称		
器 具 名	型 式	性 能	数 量	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

様式第4号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

浄化槽清掃業者との連絡に関する調書

年 月 日

住 所
申請者

(フリガナ)

氏 名

〔法人にあつては、その名称及び主
たる事務所の所在地並びに代表
者の氏名〕

電話番号

浄 化 槽 清 掃 業 者	住 所 氏 名 又 は 名 称	
	所 在 地 営 業 所 の 名 称	

上記の者から浄化槽の清掃に関して、連絡を受けていることを確認します。

年 月 日

住 所
浄化槽清掃業者

(フリガナ)

氏 名

〔法人にあつては、その名称及び主
たる事務所の所在地並びに代表
者の氏名〕

電話番号

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

(表)
浄化槽保守点検業者登録簿

登録番号	第 号	登録年月日	年月日
		有効期間満了日	年月日
		初回登録年月日	年月日
(フリガナ)氏名又は名称			変更(年月日)
(フリガナ)法人にあつては、代表者の氏名			変更(年月日)
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			変更(年月日)
電話番号			
営業所の名称及び所在地			
主たる営業所	名称所在地	電話番号	変更(年月日)
その他の営業所	名称所在地	電話番号	変更(年月日)
	名称所在地	電話番号	変更(年月日)

(裏)

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名				
(フリガナ)氏名	役名	非常勤の別	変更年月日 変更原因	変更年月日 変更原因
		常非常勤	年月日	年月日
		常非常勤	年月日	年月日
		常非常勤	年月日	年月日
		常非常勤	年月日	年月日
		常非常勤	年月日	年月日
		常非常勤	年月日	年月日
		常非常勤	年月日	年月日
		常非常勤	年月日	年月日
		常非常勤	年月日	年月日
		常非常勤	年月日	年月日
浄化槽管理士				
所属営業所名	(フリガナ)氏名	浄化槽管理士免状交付番号	変更年月日	
			着任	解任
			年月日	年月日
			年月日	年月日
			年月日	年月日
			年月日	年月日
			年月日	年月日

様式第6号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業者登録通知書

住所
氏名 殿

大分市長 印

年 月 日付で申請のありました浄化槽保守点検業者の登録については、次のとおり浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので通知します。

- 登録年月日 年 月 日
- 登録番号 大分市 第 号
- 登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第7号(第7条関係)

(平17規則25・平28規則5・一部改正)

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業登録拒否通知書

住 所
氏 名 殿

大分市長 印

年 月 日付けの浄化槽保守点検業の登録申請については、次の理由により、登録を拒否したので通知します。

登録拒否の理由

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

[様式第8号\(第8条関係\)](#)

(平16規則93・平17規則25・一部改正)

様式第8号(第8条関係)

浄化槽保守点検業登録事項変更届

年 月 日

大分市長 殿

住 所
届出者
氏 名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり登録事項を変更したので、大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により届け出ます。

登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			

添付書類

- 1 氏名又は名称及び住所の変更の場合は、住民票の写し又は登記事項証明書
- 2 営業所の所在地の変更の場合は、営業所の平面図及び付近見取図
- 3 法人の代表者又は役員の変更の場合は、登記事項証明書並びに住民票の写し及び条例第5条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 4 浄化槽管理士の変更の場合は、浄化槽管理士免状の写し

[様式第9号\(第9条関係\)](#)

様式第9号(第9条関係)

浄化槽保守点検業廃業等届

年 月 日

大分市長 殿

住 所
届出者
(フリガナ)
氏 名 ⑩
電話番号

大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第7条の規定により届け出ます。

浄化槽保守点検業者	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)			
	住所(法人にあつては、主たる事務所所在地)			
	登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
浄化槽保守点検業者と届出者との関係	浄化槽保守点検業者が個人であった場合	本人・相続人(続柄)		
	浄化槽保守点検業者が法人であった場合	役員・破産管財人・清算人		
廃業等年月日	年 月 日			
廃業等の理由				

[様式第10号\(第10条関係\)](#)

様式第10号(第10条関係)

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業登録抹消通知書

住 所
氏 名 殿

大分市長 ⑩

大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり浄化槽保守点検業者の登録を抹消したので通知します。

- 抹消した登録業者
登録番号 大分市 第 号
住 所
(所 在 地)
氏 名
(名 称)
- 抹消年月日 年 月 日
- 抹消理由

[様式第11号\(第12条関係\)](#)

様式第11号(第12条関係)

40センチメートル以上	
浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	大分市第 号
登録年月日	年 月 日

35センチメートル以上

[様式第12号\(第14条関係\)](#)

(平17規則25・平28規則5・一部改正)

様式第12号(第14条関係)

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業者登録取消通知書

住所
氏名 殿

大分市長



年 月 日大分市第 号で登録した浄化槽保守点検業については、大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり登録を取り消す。

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消しの理由

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があった日(審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

[様式第13号\(第14条関係\)](#)

(平17規則25・平28規則5・一部改正)

様式第13号(第14条関係)

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業停止命令通知書

住 所
氏 名 殿

大分市長 

年 月 日大分市第 号で登録した浄化槽保守点検業については、大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり事業の全部(一部)の停止を命ずる。

- 1 停止を命ずる事項
- 2 停 止 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 停止を命ずる理由

教示
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
ただし、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第14号(第15条関係)

様式第14号(第15条関係) 浄化槽保守点検実績報告書

登録番号 大分市第 号 年 月 日
報告者 住所 氏名 

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年度の浄化槽の保守点検の実績を大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

月	大層		20人以上		100人以上		200人以上		300人以上		500人以上		1,000人以上		2,000人以上		5,000人以上		10,000人以上		小計	合計	
	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格			
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
1																							
2																							
3																							
合計																							
小計																							
合計																							

浄化槽管理士名 人 浄化槽管理士氏名 浄化槽管理士氏名

備 考
1 毎月欄には、当該月において実施した点検基準に基づき保守の継続・回数記入すること。
2 点検基準は、当該年適用における最新の基準を記入すること。
3 この報告は、毎年4月1日から翌年3月31日までの実績を4月30日までに行うこと。
4 有る必要と認めらるる虚報を訂正すること。

様式第15号(第16条関係)

(表)

9センチメートル		第 号
写 真	身 分 証 明 書	
ち ょう 付 印	所 属 職・氏名	
	年 月 日 生	
上記の者は、大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(平成 8 年大分市条例第 36 号)第 14 条第 2 項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。		
年 月 日	大分市長	印

6.5センチメートル

(裏)

大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(抜すい)
(報告徴収、立入検査等)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入って、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

(4) 第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第 14 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者